(903)　盛岡地方裁判所
〒020―8520 盛岡市内丸９―１　事務局会計課　電話019―622―3362
(904)　秋田地方裁判所
〒010―8504 秋田市山王７―１―１　事務局会計課　電話018―803―0939
(905)　青森地方裁判所
〒030―8522 青森市長島１―３―26　事務局会計課　電話017―722―5761
(906)　札幌高等裁判所
〒060―0042 札幌市中央区大通西11　事務局会計課　電話011―290―2266
(907)　札幌地方裁判所
〒060―0042 札幌市中央区大通西11　事務局経理課　電話011―290―2217
(908)　札幌家庭裁判所
〒060―0042 札幌市中央区大通西12　事務局会計課　電話011―221―7366
(909)　函館地方裁判所
〒040―8601 函館市上新川町１―８　事務局会計課　電話0138―38―2364
(910)　旭川地方裁判所
〒070―8640 旭川市花咲町４　事務局会計課　電話0166―51―6170
(911)　釧路地方裁判所
〒085―0824 釧路市柏木町４―７　事務局会計課　電話0154―99―9039
(912)　高松高等裁判所
〒760―8586 高松市丸の内１―36　事務局会計課　電話087―851―1646
(913)　高松地方裁判所
〒760―8586 高松市丸の内１―36　事務局会計課　電話087―851―1653
(914)　高松家庭裁判所
〒760―8586 高松市丸の内１―36　事務局会計課　電話087―851―1893
(915)　徳島地方裁判所
〒770―8528 徳島市徳島町１―５―１　事務局会計課　電話088―603―0116
(916)　高知地方裁判所
〒780―8558 高知市丸ノ内１―３―５　事務局会計課　電話088―822―0623
(917)　松山地方裁判所
〒790―8539 松山市一番町３―３―８　事務局会計課　電話089―941―0574
(918)　松山家庭裁判所
〒790―0006 松山市南堀端町２―１　事務局会計課　電話089―942―0095
(919)　福岡高等裁判所
〒810―8608 福岡市中央区六本松４―２―４　事務局管理課　電話092―781―3141
(920)　会計検査院
〒100―8941 千代田区霞が関３―２―２中央合同庁舎第７号館　官房会計課調達係　電話03―3581―8131

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部（以下「地方整備局等」という。）の所掌する建設工事又は測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和６年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

令和６年３月29日

国土交通省大臣官房会計課長　木村　　大
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長
浅野　敬広

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

１　工事種別

建設工事の工事種別は、次の①から㉒まで（国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事については、①、④、⑤、⑦、⑧、⑫、⑯、⑲、⑳及び㉑）に掲げるものとする。

①　一般土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、水道施設工事、解体工事）
②　アスファルト舗装工事（舗装工事）
③　鋼橋上部工事（鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
④　造園工事（造園工事）
⑤　建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施設工事、解体工事）
⑥　木造建築工事（建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事）
⑦　電気設備工事（電気工事）
⑧　暖冷房衛生設備工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
⑨　セメント・コンクリート舗装工事（舗装工事）
⑩　プレストレスト・コンクリート工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑪　法面処理工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事）
⑫　塗装工事（塗装工事）
⑬　維持修繕工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事）
⑭　河川しゅんせつ工事（しゅんせつ工事）
⑮　グラウト工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑯　杭打工事（とび・土工・コンクリート工事、解体工事）
⑰　さく井工事（さく井工事）
⑱　プレハブ建築工事（建築一式工事）
⑲　機械設備工事（機械器具設置工事、鋼構造物工事）
⑳　通信設備工事（電気通信工事、鋼構造物工事）
㉑　受変電設備工事（電気工事）
㉒　橋梁補修工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事）

〔注〕かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類である。

２　業種区分

測量・建設コンサルタント等業務の業種区分は、次の①から⑤まで（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌する測量・建設コンサルタント等業務にあっては①から④まで、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する測量・建設コンサルタント等業務については①、②及び④）に掲げるものとする。

①　測量
②　建築関係建設コンサルタント業務
③　土木関係建設コンサルタント業務
④　地質調査業務
⑤　補償関係コンサルタント業務

３　申請の時期及び場所

申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。以下同じ。）の別記１に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記１に定める提出場所において、随時、申請を受け付ける。

なお、申請者が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）が適用される調達契約についての一般競争又は指名競争に参加しようとする者であって、６に定めるところにより一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けていないものである場合においては、競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出したときに限り、当該競争参加資格確認申請書又は参加表明書を提出した国土交通省地方整備局の総務部契約課（国土交通省国土技術政策総合研究所の所掌に係る調達契約にあっては、国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課、国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌に係る調達契約にあっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課）においても申請を受け付けるものとする。この場合において、提出場所は、別記１又は別記２に掲げるものとする。

４　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/chisei/index.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子メール、郵送又は持参により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出部数は各１部とする。

（建設工事に係る申請書の添付書類）

①　申請者が、⑨に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（一般競争（指名競争）参加資